

熊本市業務委託契約に係る最低制限価格制度要綱

制定 平成25年11月25日告示第873号

改正 平成27年 2月10日総務局長決裁

平成28年 3月31日総務局契約検査総室長決裁

平成28年12月19日総務局長決裁

平成29年12月12日市長決裁

令和 6年 1月11日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、業務委託契約（建設工事に係るものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務等)

第2条 次の各号に掲げる業務委託の競争入札をする場合は、最低制限価格を設けることができるものとする。

- (1) 庁舎等の清掃業務委託（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に該当するものを除く。）
- (2) 人的警備業務委託（機械警備を含むものを除く。）
- (3) 一般廃棄物処理業務委託（家庭ごみの収集運搬・中間処理業務委託に限る。）
- (4) 消防用設備等保守点検業務委託

2 前項各号に掲げる業務委託の契約の入札において、最低制限価格を設けようとする場合は、事前に、局の契約事務調査会議においてその内容を審査するものとする。ただし、前項第1号及び第4号に規定する業務委託について、契約政策課において入札するものは除くものとする。

3 設計に際しては、使用する単価に関する情報の収集等を行い、詳細かつ具体的な方法により設計金額を積算するよう努めるものとする。

4 発注に際しては、業務の範囲を仕様書において明確に定めるよう努めるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 前条第1項の規定により設けることができる最低制限価格は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額に1円に満たない端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 前条第1項第1号、第2号及び第4号に定める業務委託 予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「入札書比較価格」という。）に4分の3を乗じて得た額
- (2) 前条第1項第3号に定める業務委託 入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額

(最低制限価格の記載)

第4条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設けたときは、一般競争入札にあつては入札公告に、指名競争入札にあつては指名通知にその旨を記載しなければならない。

(落札決定)

第6条 開札の結果、最低制限価格に満たない価格（入札書に記載した金額をいう。以下同じ。）で入札した者については、当該入札者を落札者とし、入札書比較価格以下で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 入札書比較価格以下で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいない場合には、入札執行者は直ちに再度入札をすることができる。

3 前項の規定により再度入札を行う場合については、当初の入札を辞退若しくは棄権した者又は無効な入札若しくは最低制限価格未満での入札をした者は、当該再度入札に参加できないこととする。

(最低制限価格の非公開)

第7条 最低制限価格は、公開しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、業務委託の最低制限価格制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行し、一般競争入札にあつては同日以降に公告をするもの及び指名競争入札にあつては同日以降に指名をするもののうち、平成26年3月1日以降に履行を開始するものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月11日から施行する。